

ソーシャル・キャピタル政策展開研究会 設置要綱

(目的)

第1条 わが国のソーシャル・キャピタルの向上に資する政策展開について必要な事項について検討するため、ソーシャル・キャピタル政策展開研究会（以下、「研究会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 研究会は15名以内の委員で組織する。

(委員)

第3条 委員の構成は、次の中から株式会社日本総合研究所総合研究部門長が委嘱するものとする。

(1) 学識経験者

(2) 実務家

2 委員の任期は、2007年9月19日から2008年1月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 研究会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、研究会を代表し、会務を総理する。

4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(研究会)

第5条 研究会は、座長が招集する。

2 座長は、議事の進行上必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(研究会の内容)

第6条 研究会は、次の事項について検討する。

(1) わが国のソーシャル・キャピタルの向上に資する政策展開に関すること。

(2) そのほか、ソーシャル・キャピタルの検討に必要な事項に関すること。

(事務局)

第7条 研究会の事務局を、株式会社日本総合研究所総合研究部門に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、委員会で定める。

附則

この要綱は、2007年9月19日から施行する。